

出産育児一時金

国民健康保険の加入者が出産したとき、赤ちゃん1人につき40.8万円（産科医療補償制度に加入している医療機関等では42万円）を支給します。

※妊娠12週（85日）以降であれば、死産・流産でも支給されますが、医師の証明が必要です。

※出産する医療機関等により申請方法が異なります。

窓口

国民健康保険課 / 行徳支所福祉課 / 大柏出張所 / 南行徳市民センター

※職場の健康保険に加入されている方は、勤務先の健康保険担当者などにお問い合わせください。

出産育児一時金直接支払制度

出産育児一時金(40.8万円または42万円)を市川市から医療機関等に直接支払うことができる制度です。この制度を利用すると、国民健康保険の加入者は、医療機関等の窓口で実際にかかった出産費用と出産育児一時金の差額を支払うことになり、費用の負担をおさえられます。詳しくは、出産予定の医療機関等にご相談ください。

なお、直接支払制度を利用しない場合や出産費用が出産育児一時金の額に満たない場合は、窓口で申請が必要となります。

申請に必要なもの

- 直接支払制度を利用しない旨の合意文書(原本)
- 出産費用明細書(産科医療補償制度加入の医療機関の阿合は制度加入のスタンプの押印が必要)
- 世帯主の振込口座の確認できるもの
- 国民健康保険被保険者証
- 母子健康手帳



申請期限

出産した日の翌日から2年間

出産育児一時金受取代理制度

国民健康保険の加入者に代わり、医療機関等が出産育児一時金を受取り、出産費用に充てる制度です。詳しくは国民健康保険課にお問い合わせください。

出産費資金の貸付

直接支払制度に対応していない病院で出産される方で、出産費の支払いが困難な場合、出産費資金の貸付を行う制度があります。貸付には要件があるため、詳しくは国民健康保険課にお問い合わせください。

問：出産育児一時金について 国民健康保険課 資格給付担当

☎ tel 047-712-8532

☎ fax 047-712-8738

児童手当

中学校終了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までの児童を養育している方に支給します。手当は請求した翌月分から支給対象となりますので、早めに請求手続きをしてください。ただし、生まれた日が月末で請求手続きが翌月になる場合、出生した日の翌日から15日以内に請求すれば、生まれた日の翌月分から支給対象となります。

支給月額

年齢	所得制限限度額未満 【児童手当】	所得制限限度額以上 【特例給付】	扶養親族等 の人数	所得制限 限度額	
0～3歳未満	一律	15,000円	0人	622万円	
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000円	児童一人につき 5,000円	1人	660万円
	第3子以降	15,000円		2人	698万円
中学生	一律	10,000円	3人	736万円	

※令和4年10月支給分から所得上限額が設けられます。所得上限額を超えている方は手当の支給を受けられません。

扶養親族等の数	所得上限額	収入額目安
0人	858万円	1071万円
1人	896万円	1124万円
2人	934万円	1162万円
3人	972万円	1200万円

支払い時期

原則、2月・6月・10月に、それぞれの前月分までの4カ月分が支払われます。

申請に必要なもの

- 請求者名義の振込口座の分かるもの
- 請求者の健康保険証のコピー(厚生年金、各種年金加入の方)
- その他身元確認ができるもの

窓口

こども福祉課 / 行徳支所福祉課 / 大柏出張所 / 南行徳市民センター / 市川駅行政サービスセンター

問：こども福祉課

☎ tel 047-712-8539

☎ fax 047-712-8734



子ども医療費助成

0歳から中学3年生(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までのお子さんが病気やけがでかかった医療費の全部または一部を助成する制度です。

申請に必要なもの

- 市川市子ども医療費助成登録申請書
- 子どもの健康保険証(子どもが加入する予定の保護者の健康保険証でも可)
- 保護者名義の振込口座がわかるもの (ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・預金種目・口座番号が必要です)
- マイナンバー(個人番号)確認、身元確認に必要な書類
- 住民税課税証明書(転入等でマイナンバー制度による情報連携を希望しない場合)

窓口

下記窓口または郵送にて手続きを行ってください。

こども福祉課 / 行徳支所福祉課 / 大柏出張所 / 南行徳市民センター / 市川駅行政サービスセンター

助成の範囲

自己負担金	入院 1日300円 通院 1回300円 調剤 無料
助成方法	県内受診 「市川市子ども医療費助成受給券」と健康保険証を医療機関での受診の際に提示すると、保険適用分について自己負担金のみを支払いとなります。
	県外受診※ 医療機関で受診の際に受け取った領収書を申請窓口を持参し手続きをしてください。後日、保護者名義の口座に助成金を振り込みます。

※受給券発行前も含む

※市民税が非課税または均等割りのみ課税の世帯は、自己負担金はありません。

※保護者どちらか一方でも所得内容を確認できない場合(所得未申告・課税証明書等の未提出など)には助成を受けることはできません。

助成対象外のもの

- 健康保険が適用されないものは助成の対象外です。
(例)乳幼児健診料・健康診断料・予防接種料・薬の容器代・差額ベッド代・文書料・大病院等(200床以上)の初診時に係る保険外の費用(紹介状がない場合にかかる料金)など
- 学校・幼稚園・保育所(園)の管理下でのけが等で、日本スポーツ振興センターの災害救済給付制度の対象になるものは、助成対象外です。(市川市子ども医療費助成受給券は使用できません。)

問：こども福祉課

☎ tel 047-712-8539

☎ fax 047-712-8734



母子の医療に関する制度

未熟児の赤ちゃんが生まれたら「未熟児養育医療給付」

出生時の体重が2,000g以下等で、身体の発育が未熟なまま出生し、医師が入院治療を必要と認めた乳児が対象です。医療費の助成は、指定医療機関での治療に限ります。(所得に応じた自己負担あり)
詳しくは、市公式Webサイトよりご確認ください。

こちらから

問：保健センター健康支援課
南行徳保健センター

☎ tel 047-377-4511

☎ fax 047-316-1568

☎ tel 047-359-8785

☎ fax 047-359-8761

先天性の病気・手術に対して「育成医療(自立支援医療)」

18歳未満の身体に障がいのある児童または、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、その身体障がいを除去、軽減するための手術等の治療により機能の回復が見込まれる場合に、その治療に要する医療費や治療材料費等の一部を公費により負担する制度です。(医療費の自己負担は原則1割となります。所得制限あり)

詳しくは、市公式Webサイトよりご確認ください。

こちらから

対象となる障がい

- 肢体不自由
- 音声・言語・そしゃく機能障がい
- 小腸機能障がい
- 視覚障がい
- 心臓機能障がい
- 免疫機能障がい
- 聴覚・平衡機能障がい
- 腎臓機能障がい
- その他内臓障がい(呼吸器障がい含む)

問：障がい者支援課福祉グループ

☎ tel 047-712-8513

☎ fax 047-712-8727

慢性疾患の子どもの医療費助成「小児慢性特定疾病医療支援制度」

18歳未満(一部20歳未満)で小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部が助成されます。

対象疾患

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性心疾患など16疾患軍(疾患ごとに認定基準が定められています)

問：千葉県健康福祉部市川保健所地域保健課

☎ tel 047-377-1102

☎ fax 047-379-6623

結核の子どもの療養の給付

18歳未満の児童が結核に罹患し、指定医療機関に入院した場合、医療費の給付及び学習・日用品を支給します。(所得に応じた自己負担あり)

問：千葉県健康福祉部市川保健所地域保健課

☎ tel 047-377-1102

☎ fax 047-379-6623

市川市難病患者等福祉手当(旧特定疾患見舞金)

難病であるため、医療費助成(千葉県特定医療費(指定難病)受給者証・千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証・千葉県特定疾患医療受給者票)を受けている方、または20歳未満で唇顎口蓋裂の方に支給されま
ず(所得による制限、他の福祉手当との重複制限あり)。

詳しくは市公式Webサイトをご確認ください。

こちらから



問：障がい者支援課給付グループ

☎ tel 047-712-8512

☎ fax 047-712-8727

不妊・不育でお悩みの方へ

不妊治療費助成事業(市川市)

医療機関で行った不妊検査や一般不妊治療(タイミング療法、人工授精等)、特定不妊治療(体外受
精、顕微授精等)を行ったご夫婦に、治療費の一部を助成します。
(年齢制限、助成回数等制限あり)

こちらから



問：保健センター健康支援課
南行徳保健センター

☎ tel 047-377-4511

☎ tel 047-359-8785

☎ fax 047-316-1568

☎ fax 047-359-8761

特定不妊治療費助成事業(千葉県)

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療
(体外受精・顕微授精)を当該年度内に行ったご夫婦に、治療費の一部を助成します。(年齢制限・助成回
数等制限あり)

こちらから



問：千葉県健康福祉部市川保健所地域保健課

☎ tel 047-377-1102

☎ fax 047-379-6623

不育症検査費用助成事業(千葉県)

先進医療として実施される不育症に関する検査を対象に、検査費用の一部を助成します。(令和3年
4月1日以降に実施された検査)

こちらから



問：千葉県健康福祉部児童家庭課母子保健班

☎ tel 047-223-2332

☎ fax 047-224-4085



01. 子育て
サポート

02. いちかわ
ガイド

03. 妊娠
したら

04. あかちゃん
生まれたら

05. 助成・支援

06. 相談

07. ほいくえん
ようちえん

08. 一時的な
あずけ先

09. あそびば

10. あんしん
あんぜん

11. 病氣・救急

ひとり親世帯への支援

ひとり親家庭高等学校卒業程度試験合格支援事業給付金

ひとり親家庭の親または児童が、正規雇用を中心とした就業につなげるため高等学校卒業認定試験の合格を目指す講座を受講した場合、講座修了後に受講料の一部を支給する制度です。

対象者

ひとり親家庭の親または児童で以下のすべてに該当する方

- 親が児童扶養手当を受給している(または同等の所得水準にある)方
- 高卒認定試験の受験資格がある方(高校を卒業していない、大学入学資格がないもの)
- 適職につくために高卒認定試験合格者となる必要があると認められる方

支給額

- 受講修了時給付金 : 講座受講修了時 受講費用の4割 (上限10万円、下限4千円)
- 合格時給付金 : 受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目を合格した場合 受講費用の2割 (受講修了時給付金と合わせて上限15万円)

対象講座

高卒認定試験合格を目指す講座(通信制講座を含む)

申請にあたって

給付金の申請を希望される場合は、**受講開始前にこども福祉課へお問い合わせください。**
※受講開始後の申請はできません。

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父が、就職に必要な知識や技能を習得するために自主的に教育訓練講座を受講した場合、講座修了後に受講料の一部を支給する制度です。

対象者

以下のすべてに該当するひとり親家庭の母または父

- 児童扶養手当を受給している(または同等の所得水準にある)方
- 教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方

支給額

受講料の6割相当額

※ただし、受講料の6割相当額が20万円を超える場合の支給額は20万円とし、1万2千円を超えない場合は支給対象とならない。
(専門実践教育訓練指定講座を受講した場合 上限は修学年数×40万円 最大160万円)

対象講座

雇用保険の教育訓練給付制度の指定を受けている教育訓練講座のうち、就労、適職に結びつく可能性が高いと認められる講座(通信制講座を含む)

申請にあたって

給付金の申請を希望される場合は、**必ず講座受講申し込み前にこども福祉課へお問い合わせください。**
※受講開始後の申請はできません。

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が対象資格を取得するために、一定期間以上養成機関で修業する場合に、訓練促進給付金を支給します。

対象者

以下のすべてに該当するひとり親家庭の母または父

- 児童扶養手当を受給している(または同等の所得水準にある)方
- 過去にこの訓練促進給付金を受給していない方
- 養成機関において一定期間以上カリキュラムを修業し対象資格の取得が見込まれ、就労意欲のある方

対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師 等

支給額

- 市民税非課税世帯 月額 100,000円
- 市民税課税世帯 月額 70,500円
(養成機関における過程の修了までの期間の最後の12月は4万円増額)

支給期間

養成機関における所定の修業期間とする(資格取得に必要な履修年数とする) ※上限4年

申請にあたって

給付金の申請を希望される場合はこども福祉課へお問い合わせください。

※申請前にさかのぼっての支給はできません。

母子・父子・寡婦福祉資金

夫または妻と死別、また離婚して、満20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭や、満20歳以上の子どもがいても母親がかつて母子家庭であった寡婦の方のための貸付資金です。

貸付の内容

就学支度資金、修学資金、就職支度資金、技能習得資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、事業開始資金、事業継続資金 等

申請にあたって

経済的自立を応援するための貸付であり、条件があります。

詳しい内容については、こども福祉課へお問い合わせください。

母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当を受給するひとり親家庭の母または父の就労と自立を支援するため、市のプログラム策定員が面接に応じ、相談者の意向や生活状況、職歴などを考慮し、ハローワークとも連携しながら相談者の状況にあった就労を支援します。詳しい内容については、こども福祉課へお問い合わせください。

問：ひとり親家庭への支援について こども福祉課

☎ tel 047-712-8539

☎ fax 047-712-8734

01.子育てサポート

02.いちかわガイド

03.妊娠したら

04.あかちゃん生まれたら

05.助成・支援

06.相談

07.ほいくえんようちえん

08.一時的なあずけ先

09.あそびば

10.あんしんあぜん

11.病氣・救急

ひとり親世帯への助成

児童扶養手当

離婚、未婚による出生、死亡などにより、父または母と生計をともにしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(児童扶養手当法施行令に掲げる障がいの状態にある児童は20歳に達する日の前日まで)を養育している方に支給します。(所得制限あり)

詳細はこども福祉課へお問い合わせください。

ひとり親家庭の父母等医療費等助成制度

市川市では、18歳になって最初の3月31日を迎えるまでのお子さんを育てているひとり親家庭の方へ、医療費等の一部または全部を助成しています。(所得制限あり)

対象者

市川市に居住しているひとり親家庭の親及びひとり親家庭の親が監護する児童(18歳になった最初の3月31日まで)(児童扶養手当法施行令に掲げる障がいの状態にある児童は20歳の誕生日の前日まで対象) 上記対象者であっても生活保護を受けている方、婚姻届を出していないが事実上の婚姻関係等にある方は助成を受けることができません

詳細はこども福祉課へお問い合わせください。

遺児手当

遺児(両親あるいはどちらかが事故や病気により死亡あるいは1年以上の生死不明、災害によって1、2級程度の障がいの状況にある義務教育終了前の児童)を養育している者に手当を支給し、その児童の健全な育成を図ることを目的とした市川市独自の制度です。

詳細はこども福祉課へお問い合わせください。

問：ひとり親家庭への支援について こども福祉課

☎ tel 047-712-8539

☎ fax 047-712-8734



発達に心配のあるお子さんへの支援

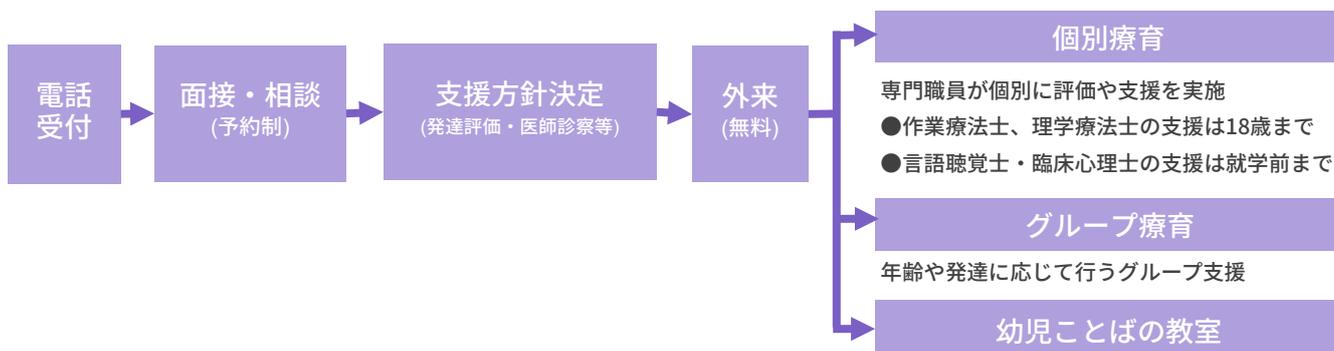
こども発達センター

ことば、運動、行動、情緒などの発達に心配のあるお子さんに対して、遊びや活動を通してお子さんの発達を促す支援を行っています。センターの中には、相談を受ける「こども発達相談室」(ぺあ)と、通園施設の「福祉型児童発達支援センターあおぞらキッズ」「医療型児童発達支援センターおひさまキッズ」があります。また、分館として「福祉型児童発達支援センターそよかぜキッズ」があります。

こんな心配ありませんか？

- 運動発達が遅い、動作や手先が不器用
 - ことばが遅い、耳の聞こえが心配、発音がはっきりしない、どもる
 - 目が合いにくい、落ち着きがない、お友達とうまくあそべない など
- このようなお子さんの発達について心配なことがあったらお気軽にご相談ください。

相談の流れ



通園施設

名称	所在地・☎					
あおぞらキッズ	▶ 大洲4-18-3 ☎ 047-376-1113	行動、情緒、知的発達に課題がある3歳～就学前のお子さん				
おひさまキッズ	▶ 大洲4-18-3 ☎ 047-376-1113	主に運動発達に課題がある2歳～就学前のお子さん				
そよかぜキッズ	▶ 稲荷木1-14-1 ☎ 047-712-6555	<table border="1"> <tr> <td>児童発達支援</td> <td>行動、情緒、知的発達に課題がある就学前のお子さん</td> </tr> <tr> <td>放課後等デイサービス</td> <td>行動、情緒、知的発達に課題がある小学1年生から高校3年生までのお子さん</td> </tr> </table>	児童発達支援	行動、情緒、知的発達に課題がある就学前のお子さん	放課後等デイサービス	行動、情緒、知的発達に課題がある小学1年生から高校3年生までのお子さん
児童発達支援	行動、情緒、知的発達に課題がある就学前のお子さん					
放課後等デイサービス	行動、情緒、知的発達に課題がある小学1年生から高校3年生までのお子さん					

※通園については各キッズにお電話ください。

※ご利用には障害児通所受給者証が必要です。

問：こども発達相談室(ぺあ)

☎ tel 047-370-3577

☎ fax 047-376-1115

ままのて手帳



先輩ママ、パパから子育て真っ最中のママ、パパたちへ。
「落ち着きがない」「言葉が遅い」「偏食がある」など、子育てに悩んだ時を思い出し、「こんな冊子があったらよかった」という思いで、ちょっと子育て先輩ママ、パパたちが発達センターの職員と一緒に作った冊子です。
ママ、パパたちが経験し、学んできた子育てのコツを紹介しています。市公式WebサイトよりPDFファイルでご覧いただけます。相談窓口などの掲載情報は令和元年7月現在となっておりますので、最新の情報は担当課へご確認ください。

こちらから

問：こども発達相談室(ペア)

☎ tel 047-370-3577

☎ fax 047-376-1115

理解されにくい「発達障がい」 ～しつけ、それともわがママ？～

保育園や幼稚園の集団生活の中で「落ち着きがない」「友だちとうまく遊べない」「ルールを守れない」というお子さんがいます。これらは、親のしつけが悪い、わがままな子と思われがちでした。しかし、その中には「発達障がい」のあるお子さんがいることが分かってきました。

発達障がいとは、知的な遅れがない、または軽度なのに発達に偏りがあり、周りからは理解されにくい障がいです。原因はまだよくわかっていませんが、現在では脳機能の障がいと考えられています。

発達障がいは周りから理解されにくいため、誤解を受けやすく、不登校やいじめを受けたりする二次的な問題を引き起こす場合もあります。しかし、お子さんの発達の特徴を知り、環境を整えたり、理解しやすい方法で伝えるなど適切な支援をすることで、幼稚園や保育園の中で友達と楽しく過ごすことができるようになります。発達障がいは早期発見、早期支援がとても大切です。

01. 子育てサポート

02. いちかわガイド

03. 妊娠したら

04. あかちゃんが生まれたら

05. 助成・支援

06. 相談

07. ほいくえん
ようちえん

08. 一時的な
あずけ先

09. あそびば

10. あんしん
あんぜん

11. 病気・救急

障がいあるお子さんへの支援

手帳の交付

障害者手帳

名称	内容
身体障害者手帳	身体に障害のある方が各種の支援を受けるために必要な手帳です。 対象 上肢・下肢・体幹・目・耳・言語・心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫に障がいのある方
療育手帳	知的障がいのある方が、一貫した指導や相談等の各種の援護を受けやすくするための手帳です。 対象 児童相談所、または障害者相談センターにおいて知的障がい児・者と判定された方
精神障害者 保健福祉手帳	一定の精神障がいの状態にあることの認定を受け交付されるものです。さまざまな福祉的配慮や支援(サービス)を受ける際に利用されます。 対象 精神障がいのために、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方

申請について

必要書類や手続きに必要なもの等、詳しくは市公式Webサイトをご確認ください。

こちらから 

問：障がい者支援課福祉グループ

☎ tel 047-712-8513

☎ fax 047-712-8727

障がいのあるお子さんのための各種福祉手当

手当一覧

手当の種類	対象者
障害児福祉手当 (国)	20歳未満で、重度の障がい状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方 ※審査有
市川市心身障がい児福祉手当 (市)	20歳未満で手帳の等級が一定以上の方の保護者 ※原則障害児福祉手当受給者は対象外
特別児童扶養手当 (国)	20歳未満で、重度又は中程度の障がいにある方の保護者 ※審査有

※施設入所者(通所は除く)は対象外

※父母または養育者の所得が限度額を超えている場合などの支給制限あり

申請について

必要書類や手続きに必要なもの等、詳しくは市公式Webサイトをご確認ください。

こちらから 

問：障がい者支援課給付グループ

☎ tel 047-712-8512

☎ fax 047-712-8727

日常生活のサポート

障がい児通所支援サービス

サービス名	内容・対象	費用
児童発達支援	就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練などを行います	利用料の 1割
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に対する児童発達支援を行います	
放課後等デイサービス	小学校1年生～高校3年生までの障がい児に対し、授業の終了後又は休業日に通所により生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行います	
保育所等訪問支援	児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児について、その施設を訪問しその施設における障がい児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援などを行います	
障がい児相談支援	上記のサービスや支援を利用する場合に相談支援専門員が児童及び保護者の意向を伺い利用計画を作成します	

対象者

身体障がい児、知的障がい児、精神障がい児、難病患者と認定された方など

問：発達支援課

☎ tel 047-370-3561

☎ fax 047-376-1115

その他のサポート

サービス名	内容・対象	費用
ホームヘルプ (居宅介護)	日常生活を営むのに支障をきたしており、家族が介護を行うことができない状態にある家庭に、ホームヘルパーを派遣して、ご本人の食事や身の回りの世話をしたり子育てを支援します 対象 身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)、難病患者等	利用料の 一割
短期入所 (ショートステイ)	心身障がい児の保護者が、疾病その他緊急でやむを得ない事情により介護できなくなった場合、障がい児を一時的に施設で預かります 対象 身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)、難病患者等	利用料の 一割
移動支援	障がい者等の方が、社会生活上必要な外出をする際、また余暇活動などの社会参加のために外出する際の移動を支援します 対象 知的障がい者(児)、身体障がい者(児)(一部条件有)、精神障がい者(児)、難病患者等 ※ただし児童については原則として学齢児以上	利用料の 一割
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保することで、障がい者等を日常的に介護している家族に対し、就労支援や一時的な休息を提供します 対象 身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)、難病患者等	利用料の 一割
一時介護料助成	障がい者が一時的に有料で介護を受けた場合、その介護料(1時間1,500円限度)の全部または一部を助成します 対象 身体障害者手帳所持者(1～3級)、療育手帳所持者、精神障がい者、難病認定者 助成額 生活保護世帯…介護料の全額(年間6万円程度)、市民税非課税世帯…介護料の8割(年間6万円限度)、その他世帯…介護料の8割(年間3万円限度)	

問：障がい者支援課相談グループ

☎ tel 047-712-8517

☎ fax 047-712-8727

01. 子育て
サポート

02. いちかわ
ガイド

03. 妊娠
したら

04. あかちゃん
が生まれたら

05. 助成・支援

06. 相談

07. ほいくえん
ようちえん

08. 一時的な
あずけ先

09. あそびば

10. あんしん
あんぜん

11. 病氣・救急